

現金商売 とんかつ屋さんの調査 ～実践税務調査～ 税理士 牧野 義博

駅近くで立地条件の良いとんかつ屋さんを調査することになりました。調査官は、取りあえず昼時と夜にお客として内観調査に出かけてみたところ、昼時はきちんとレジを打っているようですが、夜は時間によってレジを打っていないことが分かりました。「はあ、売上げを抜いているな！」夜の部では仕事帰りのサラリーマン客が多く、瓶ビール(大瓶)とロースかつのセットが注文の大半のように見受けられました。これを踏まえて無予告による現況調査に入り、現金監査をしましたが特に非違は見つかりません。おかしいな、売上げの除外があるはずだが……。調査官は気を取り直し代表者にお店の概況を聞いています。

調査官 夜の部で一番売れている品は何ですか？

代表者 瓶ビール(大瓶)とロースかつのセットだよ。

調査官 毎日の売上傳票は保存していますね。

代表者 月別に袋に入れて取ってあるよ。

調査官 期末の棚卸しは現物確認による実地棚卸しですか？

代表者 そうだけど何か問題でもあるの。

調査官 棚卸原票を見せてください。期末のビールの本数も数えていますか？

代表者 きちんと数えているよ。

調査官 それでは酒屋からの仕入伝票を見せてください。ビールの仕入先は1店舗だけですか？それから1年分の売上傳票をお借りしますね。

代表者 仕入先の酒屋は1件だけだよ。何をやる気なの(代表者の顔色が変わりました)。

調査官 数量計算により棚卸しを確認させていただきます。

調査官は毎日の売上傳票からビールを伴ったセットを月別に集計しました。内観調査では夜7時頃に別の酒屋がビールケースを配達していたのを目撃しています。2件の酒屋からのビールの総仕入本数が算出されました。そして、(期首棚卸本数+期中仕入本数-期中売上本数)で計算したビールの本数と期末棚卸本数を比較したところ、なんと1,500本も期末棚卸本数が足りません。ということは、この店ではビールだけの売上げはありませんので、瓶ビール(大瓶)とロースかつのセットが除外されていたこととなります。つまり単純計算では、セットの値段が2,000円として1,500回分除外されていますので、年間300万円の売上除外があったこととなります。早速、調査官は代表者と面接して説明を求めました。

調査官 ビールの棚卸しが1,500本少ないですよ。説明してください。

代表者 棚卸計上漏れならビール1本370円だから約55万円だな。

調査官 酒屋ではありませんから、これを瓶ビール(大瓶)とロースかつのセットに置きなおしてみると年間300万円の売上げが漏れていることとなります。単純にこれを3年分とした場合、900万円の売上除外となりますね。

代表者 ……。

調査官 なぜ、簿外の酒屋を使っていたのかこれで分かりましたよ。そろそろ観念してください。

代表者は売上除外の全貌を調査官に説明し、個人の預金に入れていたことも認めました。

【筆者紹介】 牧野義博(まきの・よしひろ)

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査1～3』『税務トラブルと債務の確定』(大蔵財務協会)ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。

